河内長野市森林整備計画

計画期間　　自　令和　７年　４月　１日

至　令和１７年　３月３１日

大　阪　府

河内長野市

目　　次

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項　1
　１　森林整備の現状と課題　1
　２　森林整備の基本方針　1
　３　森林施業の合理化に関する基本方針　3

Ⅱ　森林の整備に関する事項　4
第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）　4
　１　樹種別の立木の標準伐期齢　4
　２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法　4
　３　その他必要な事項　5

第２　造林に関する事項　6
　１　人工造林に関する事項　6
　２　天然更新に関する事項　7
　３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項　9
　４　森林法第１０条の９第４項の伐採の中止又は造林の命令の基準　9
　５　その他必要な事項　9

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢､間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準　10
　１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法　10
　２　保育の作業種別の標準的な方法　11
　３　その他必要な事項　11

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項　12
　１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法　12
　２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法　13
　３　その他必要な事項　16

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項　17
　１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する事項　17
　２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策　17
　３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項　17
　４　森林経営管理制度の活用に関する事項　17
　５　その他必要な事項　17

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項　18
　１　森林施業の共同化の促進に関する方針　18
　２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策　18
　３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項　18

４　その他必要な事項　18

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項　19
１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項　19
２　その他必要な事項　22

第８　その他必要な事項　23
１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項　23
２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項　24
３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項　25
４　その他必要な事項　25

Ⅲ　森林の保護に関する事項　26
第１　鳥獣害の防止に関する事項　26
１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法　26
２　その他必要な事項　27

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項　28
１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法　28
２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）　28
３　林野火災の予防の方法　28
４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項　28
５　その他必要な事項　29

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項　30
１　保健機能森林の区域　30
２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項　30
３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項　30
４　その他必要な事項　31

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項　32
１　森林経営計画の作成に関する事項　32
２　生活環境の整備に関する事項　32
３　森林整備を通じた地域振興に関する事項　32
４　森林の総合利用の推進に関する事項　33
５　住民参加による森林の整備に関する事項　33
６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項　34
７　その他必要な事項　34

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

本市は、大阪府の南東端に位置し、東部は南河内郡千早赤阪村及び奈良県、南部は和歌山県、西部は和泉市及び堺市、北部は富田林市及び大阪狭山市に隣接し、大阪市の中心部から３０㎞ の圏内に属している。また、市域面積は１０，９６３ha で、東西１６．３㎞、南北１５．８㎞ で、北を頂点としたほぼ三角形をなしており、大阪府内では、大阪市、堺市に次いで３番目の面積を有している。本市の森林は、大阪府南東部の金剛山、岩湧山を中心に北西の方向へ裾野を広げ、その面積は７，３０９ha であり、隣接の千早赤阪村、和泉市とともに、「河内林業」地帯と呼ばれ、都市近郊であること、また農家林家として自家労力を投入できるという有利性を生かして、スギ、ヒノキの混合密植造林を始めとする集約的な施業による間伐材生産及び優良材生産が古くから行なわれ、成熟した林業地を形成している。

しかし、木材需要構造の変化、都市化の進展等森林・林業を取り巻く情勢が非常に厳しく、林業の採算性が低下し、林業経営は厳しい状況となっている。一方、都市住民の意識の中には、ゆとりの追求や環境重視の考え方が増大し、森林の効果と利用に対する期待が年々高まっているのが現状である。このような風潮の中で、林業振興と森林の持つ公益的機能の高度発揮を目指した一体的な森林整備が望まれている。

２　森林整備の基本方針

森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下「指針」という）」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の４つの目標に向けて指針の内容をふまえて森林整備を実施していくこととする。

ア　スギ、ヒノキの人工林については、混交林や広葉樹林など公益的機能の高い森林への誘導や、高齢級の優良材生産を目標とする長伐期施業など多様な施業を進める。特に間伐については、若齢の森林に加え荒廃している高齢級の森林についても、計画的に適正な整備を推進するものとする。

また、森林に対して生物多様性の保全や二酸化炭素吸収源としての役割が強く求められていることから、里山林の再生と創造、竹林の整備についても計画的に進めるものとする。

イ　本市の森林は、山地災害の防止、水源涵養等重要な役割を果たしており、これら公益的機能の維持増進を図るため保安林の拡充整備を行い、その適正な管理並びに適正な施業の実施により保全整備を図るものとする。

また、森林法や自然公園法など関連法令の的確な運用に努めるものとする。

ウ　森林施業のコスト低減を図るため林道及び森林作業道のネットワーク化による生産基盤の整備を行うとともに、作業の省力化を図るため、高性能林業機械の導入を図るものとする。

エ　森づくりにあたっては、森林所有者だけでは健全な森づくりには限界がみられるため、これまでの手法に加えて、行政や森林所有者だけでなく、市民やボランティア団体、民間企業など多様な主体の協働による、健全かつ持続的な森づくりを推進するものとする。

オ　森林資源の利用においては、地球温暖化の防止、資源循環型の社会システムの構築、地域資源を活用したまちづくり、安全・快適な住環境の提供など、新たなニーズをふまえ、森林バイオマス利用の促進を図るものとする。

カ　森林の持つ、森林浴やレクリエーション、歴史・文化・教育の場の提供、自然環境保全、生活環境保全などに対するニーズが高まっていることから、森林の保健休養機能等の維持、向上を図るものとする。

(1)　地域の目指すべき森林資源の姿

ア　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以後、水源涵養機能等維持増進森林と呼ぶ）

滝畑ダム等の集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺など、水源涵養機能の発揮を重視すべき森林については、森林の持つ浸透・保水機能が十分に発揮できるよう、適正な樹間距離を保つとともに、必要に応じて広葉樹林化を図ることで、水源涵養機能の更なる増進を目指す。

イ　土地に関する災害の防止及び、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
（以後、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林と呼ぶ）

金剛山地や和泉山脈その他の急峻な地形において、山地災害等が発生する恐れがある森林については、土壌の安定を図るため、下層植生や樹木の根が発達できるよう光環境及び樹間距離を調整して、土壌の機能を十分に発揮できる森林を目指す。

ウ　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以後、快適環境形成機能維持増進森林と呼ぶ）

市街地道路等と一体で優れた景観美を構成する森林においては、気象緩

和や騒音防止等の機能を発揮できるよう、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目指す。

エ　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
（以後、保健文化機能維持増進森林と呼ぶ）

金剛生駒紀泉国定公園や烏帽子形公園等の多種多様な生態系を保全している森林においては、自然とふれあえる場として、適切に生態系の維持・管理をしていくとともに、市民等に憩いと学びの場を提供できるよう、必要に応じて整備された森林を目指す。また、史跡・名勝等と一体となって自然景観や歴史的風景を構成している森林については、その景観に応じた森林を整備していくものとする。

オ　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
（以後、木材等生産機能維持増進森林と呼ぶ）

木材の生産が可能な森林においては、林道や森林作業道等の森林整備のための基盤整備が整った持続可能な森林を目指す。

(2)　森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

将来、優良材が生産できるよう、育成途上にある若齢林分に対して十分な施業を実施し、また、森林の持つ公益的機能の高度な発揮を目指すことが、当面する緊急かつ重要な課題となっている。このため、森林組合による一元的な資源管理を実施し、地区推進委員、林業研究会、林業普及指導員並びに関係行政機関との連携をより一層密にし、森林施業の技術向上や普及啓発に努めるとともに、森林所有者への適切な呼びかけを行い、地域ぐるみの体制で森林整備を推進する。

また、林道、森林作業道の整備を行うほか、高性能林業機械を導入することにより、搬出コストの低減、森林施業の効率化を図り、森林の健全な育成を図る。

３　森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の中心的役割を果たす森林組合では、施業コストの低減に努めるとともに、森林作業道を開設し、路網の充実により搬出コストの低減を図る。また、林業研究会では、林業先進地への視察、高性能林業機械の取扱免許の取得等、新技術の導入に対する意欲が高まりつつある。このような積極的な取り組みを支援するために、市としても林道や森林作業道の整備による生産基盤の拡充を行い、林業研究会等の林業団体による組織化を通じた森林施業の合理化を図るとともに、集約化による森林経営計画の樹立や森林組合等の林業事業体への施業の委託を積極的に推進する。

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

１　樹種別の立木の標準伐期齢

地　域	樹　種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹	クヌギ	その他の広葉樹
本市全域	４０年	４５年	３５年	４５年	１０年	１５年

標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐採を促すものや、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものや、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。主要樹種ごとに上表に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に、森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとする、また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

⑴　皆伐

皆伐は１箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図る。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

⑵　択伐

単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行う。また森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が３０％以下で実施するものとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア～カに留意する。

ア　森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立木条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ　森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ　森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ　伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ　伐採に当たっては、上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。

　また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

カ　林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

３　その他必要な事項

該当なし。

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

(1)　人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人口造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人口造林の対象樹種を次のように定める。

また、花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2)　人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の標準的な方法

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備考
スギ	密仕立て	４，０００	
	中仕立て	３，０００	
	疎仕立て	２，０００	
ヒノキ	密仕立て	４，０００	
	中仕立て	３，０００	
	疎仕立て	２，０００	

森林の確実な更新を図るため、自然条件や地域の特性に応じた造林方法等を勘案して、その方法を定めることとする。人工造林における植栽本数は上表に示す人工造林の植栽本数によるものとするが、多様な森林の整備

を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

複層林化や混交林化を図る場合の植栽本数については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。また、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

イ　その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽を容易にするため、伐採後の枝条等を整理する。枝条等の量が多い場合には、必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとする。
植付けの方法	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行ない活着率の向上を図る。また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。
植栽の時期	植栽は秋植えが可能なものを除き春先に行うものとする。

(3)　伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林によるもの等、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については原則として伐採年度の翌年度の初日から起算して２年以内に植栽を完了するものとする。ただし、それ以外の森林及び択伐による伐採に係るものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して５年以内に植栽することとする。

２　天然更新に関する事項

(1)　天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種		スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ等
	ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

定められた樹種以外の樹種を天然更新しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な方法を選択するものとする。

(2)　天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の標準的な方法

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹　　種	期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる本数
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ等	10,000 本/ha	３	3,000 本/ha

天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、掻き起こし、枝条整理等を行う。
刈出し	天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然下種更新の不十分な箇所について行う。なお、植え込み樹種は複層林施業に準じて選定するとともに、植え込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。
芽かき	ぼう芽による更新を行う場合には、目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して決定するものとし、伐採後２～３年以内に優勢なぼう芽を３本程度残すよう芽かきを行う。

イ　その他天然更新の方法

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。また、５年を超えない期間で確認を行うとともに、保残木及びぼう芽を含む樹高０．３ｍ以上の本木類の稚幼樹が、概ね３，０００本／ha 以上成立した状態をもって更新完了とする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を行うこととする。

(3)　伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものについては、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後５年以内に更新を図るものとする。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1)　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準とする。

(2)　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

４　森林法第１０条の９第４項の伐採の中止又は造林の命令の基準

(1)　更新に係る対象樹種

ア　人工造林の場合

1の(1)による。

イ　天然更新の場合

2の(1)による。

５　その他必要な事項

該当なし。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

<table>
<tr><th rowspan="2">樹種</th><th rowspan="2">施業体系</th><th rowspan="2">植栽本数
(本/ha)</th><th colspan="4">間伐を実施すべき標準的な林齢(年)</th><th rowspan="2">標準的な方法</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>初回</th><th>2回目</th><th>3回目</th><th>4回目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">スギ</td><td>密仕立</td><td>４０００</td><td>１６</td><td>２０</td><td>２４</td><td></td><td rowspan="4">間伐は、樹冠がうっ閉して林木相互間に競合が生じ始めた時期に開始する。
間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うものとし、間伐率は、本数割合で２～３割程度（初回は３割程度）とし、材積に係る伐採率が３５%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年後において、その森林の樹幹疎密度が１０分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。
ただし、地位の良否、植栽本数の多少、生産目標等により時期、回数、間伐率を調整する。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>中仕立</td><td>３０００</td><td>１６</td><td>２１</td><td>３１</td><td>（４０）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ヒノキ</td><td>密仕立</td><td>４０００</td><td>１８</td><td>２３</td><td>２９</td><td>３５</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>中仕立</td><td>３０００</td><td>１８</td><td>２３</td><td>３５</td><td>（４５）</td></tr>
</table>

注１）　（　）内は長伐期大径材生産を目標とした場合
注２）　標準伐期齢以下の間伐の間隔Ｔ１＝１０年、標準伐期齢を超える間伐の間隔Ｔ２＝１５年とする

２　保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法
		１	２	３	４	５	６	７	８	９	10	
下刈	スギ	○	○	○	○	○	△	△				植栽後、雑草木との競合が終わるまで実施し、実施時期は６月上旬より９月上旬とする。特に繁茂が激しい林分においては２回刈を実施する。
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△			

注）△は必要に応じて行なう。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法
		６	７	８	９	10	11	12	13	14	15	
つる切り	スギ	○	○	○								つる類の繁茂が激しい林分において実施し、実施時期は夏期とする。
	ヒノキ		○	○	○							
除伐	スギ				←	○	→					下刈終了後から植栽木の枝葉が接し合う状態になる頃被圧木、病害虫木、損傷木を対象に数回実施する。
	ヒノキ						←	○	→			

３　その他必要な事項

該当なし。

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1)　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

別添１　河内長野市森林整備計画概要図参照

イ　森林施業の方法

伐期の延長とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小・分散を図り、下層植生や樹木の根の発達を促進させるよう、適正な樹間距離を保ち、林床の光環境に配慮した施業を実施する。

(2)　森林の有する土地に関する災害の防止及び、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

別添１　河内長野市森林整備計画概要図参照

イ　森林施業の方法

①山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図るとともに、択伐による複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確保することを目的に、適正な樹間距離を保つ間伐施業を実施する。

②快適環境形成機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図るとともに、複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、自然景観の維持向上など、個々の森林の要請に応じた施業を実施するものとする。特にその地区独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために広葉樹等を育成する森林施業を行う。

③保健文化機能維持増進森林

同上

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1)　区域の設定

木材等生産機能維持増進森林は、林木の生育状況から安定した木材生産が見込まれるとともに、林道の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を別表１のとおり定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

(2)　施業の方法

木材等生産機能維持増進森林では、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積の縮小に配慮するとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となることを旨として定めることとする。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表１】

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>面積(ha)</th></tr>
<tr><td colspan="2">水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</td><td></td><td>４，３０５</td></tr>
<tr><td rowspan="3">土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</td><td colspan="2">土地に関する災害の防止及び、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</td><td>５，６５１</td></tr>
<tr><td colspan="2">快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</td><td>５８５</td></tr>
<tr><td colspan="2">保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</td><td>２７２</td></tr>
<tr><td colspan="2">木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</td><td></td><td>６，９２１</td></tr>
<tr><td></td><td>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林</td><td>該当なし</td><td></td></tr>
</table>

※　森林の区域については別添１　河内長野市森林整備計画概要図のとおり。

【別表２】

区　　分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長（標準伐期＋１０年）を推進すべき森林	Ｔ００４～００８、 ０１０～０４６ Ｗ００３～０２０、 ０２２～０３４	４，３０５
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期（標準伐期のおおむね２倍）施業を推進すべき森林	Ａ００１～００２ ００７～０１１ ０１４、０１６ ０１８～０２９ Ｇ０１ロ、 ００２～００４ ００６～０１７ ０１９ Ｍ００１、００６ Ｎ００２～００４ ００６～００７ ０１０～０１３ １６ト Ｔ００１、 ００３～００６ ００８、 ０１０～０２２ ０２３の一部 ０２５～０２６ ０２７の一部 ０２８～０３４ ０３８～０４６ Ｗ０１イ、 ００３～０１７ ０１９～０２７ ０２９、３１イ ０３２、０３４	５，６５１

【別表３】

森林の伐期齢の下限

(1)水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹	クヌギ	その他の広葉樹
本市全域	５０年	５５年	４５年	５５年	２０年	２５年

(2)土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹	クヌギ	その他の広葉樹
本市全域	６４年	７２年	５６年	７２年	１６年	２４年

３　その他必要な事項

該当なし。

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する事項

森林を経営する上で、森林所有者が施業を行うのが困難な場合においては、森林組合等林業事業体へ長期の施業の委託、森林の経営の受託等により施業の実施を実現し、森林の経営規模の拡大を目指す。

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の長期施業の委託や森林の経営の受託等による施業を実施する森林組合等の林業事業体に対し必要な情報の提供や、助言、あっせん、支援及び地元協議会を開催することで森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を受けた者は、長期の施業の委託や立木の育成権の委任、あるいは信託等、それぞれの森林所有者の形態にあわせた手法により、森林の施業を実施していくものとする。

４　森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

５　その他必要な事項

該当なし。

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

森林所有者を所有規模別にみると、１ha 未満の零細所有者が多数を占め、森林施業の共同化は本市の林業振興を推進していく上での重要な項目である。地域対話や林業事業体の所有者向けの情報誌等を通じて森林所有者の山への関心を高めていただき、森林組合等の地域の核となる林業事業体への施業委託を進めることで施業の共同化を図る。

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林組合等の地域の核となる林業事業体が、地域の森林資源や路網の整備状況、又は地域の地形や地質に応じた最適な路網整備や林業機械の導入計画等に基づく施業プラン等を所有者毎に作成し、所有者の了解を得るとともに地域の合意形成を図りながら推進する。

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア　共同施業実施者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

イ　共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等、共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

ウ　共同施業実施者の一がア又はイにより明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないよう、あらかじめ施策の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

４　その他必要な事項

該当なし。

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1)　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

間伐、保育等の森林整備を円滑に推進し、伐木搬出の合理化を図るため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網の開設を推進する。また、木材搬出予定箇所の路網密度については、路網密度の水準の表を参考に開設を進めるものとする。

路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度（m／ha）		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 （0°～15°）	車両系 作業システム	35 以上	100 以上	135 以上
中傾斜地 （15°～30°）	車両系 作業システム	25 以上	75 以上	100 以上
	架線系 作業システム	25 以上	25 以上	50 以上
急傾斜地 （30°～35°）	車両系 作業システム	15 以上	60 以上	75 以上
	架線系 作業システム	15 以上	15 以上	30 以上
急峻地 （35°～　　）	架線系 作業システム	5 以上	5 以上	10 以上

路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長（m）	対図番号	備考
石見川・セノ谷地区	７０３	島の谷 石見川線	１５００	◇1	

(2)　作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア　基幹路網に関する事項

①　基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、林道規定、林業専用道作設指針を基本に路網を開設する。

②　基幹路網の整備計画

開設／拡張	種類	区分	位置（字、林班等）	路線名	延長（m）及び箇所数	利用区域面積（ha）	前半５カ年の計画箇所	対図番号	林道台帳番号
拡張	自動車道		石見川	宮の谷	800	43		①	48
			小深	大住谷	2000	120		②	42
			小深	小原谷	300	56		③	52
			鳩原太井	赤田	2100	100		④	40
			天見	島の谷	1600	246		⑤	37
			岩瀬	才ノ神	2600	185		⑥	27
			加賀田	中之谷	800	85		⑦	23
			加賀田	加賀田横谷	800	116		⑧	16
			滝畑	野谷	700	138		⑨	10

			滝畑	千石谷	7400	665		⑩	7
			加賀田	大谷	900	75		⑪	20
			滝畑	御光滝	3200	412		⑫	8
			加賀田	流谷	2800	199		⑬	22
			加賀田	岩湧	2000	76		⑭	24
			加賀田	加賀田 滝畑	800	116		⑮	55
			滝畑	滝畑 横谷	800	96		⑯	5
			滝畑	本谷 横谷	1700	280		⑰	53
	自動車道（改良）		天見	セノ谷	1700	90	○	⑱	44
			石見川	名畑	1000	177	○	⑲	49

イ　細部路網の整備に関する事項

①　細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、基幹路網との関連の考え方や、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針に則り開設する。

②　その他必要な事項

該当なし。

(3)　基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」、「民有林林道台帳について」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

２　その他必要な事項

該当なし。

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1)　林業に従事する者の養成及び確保の方針

本市は、大都市近郊に位置することから、若年労働力の大都市への流出が著しく、３Ｋ産業ともいわれる林業労働者は益々減少の一途をたどっている。更に現在就労している林業労働者も高齢化が進んでいることから、林業労働力の不足が著しい。

このような現状を踏まえ、河内長野市では、森林組合等の就労条件の改善や福利厚生の充実等、労働力の安定確保に努めるとともに、府と協力して、地域の森林整備の中核的な担い手として育成を行う。

また、林業後継者について、府や大阪府林業労働力確保支援センターとの連携を強化し、新規就労の円滑化や基幹的林業労働者の養成等に努める。加えて、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組む。

(2)　林業労働者、林業後継者の育成方策

ア　林業労働者の育成

林業生産活動は、肉体労働が主であるため、他の産業よりも危険度が高く林業労働者不足の大きな原因となっている。そこで、林業労働者の負担を軽減するため、高性能林業機械の導入及びそれに伴う免許、資格等の取得を積極的に支援し、必要に応じて新技術の研修等を開催し、林業労働者の確保に努める。また、各種社会保険制度への加入、福利厚生面での充実を図ることにより、近代的な魅力ある職場とするよう配慮し、若年層による林業労働者の安定確保を図るとともに、通年就労体制を確保する。

イ　林業後継者等の育成

林業研究会は、新技術の導入や施業方法の研究等本市林業の牽引者的役割を果たしており、林業総合センターを活動拠点として積極的に活用しながら、その活動が益々充実したものとなってきている。今後は、林業研究会の組織の充実を図ることにより、地域の林家の林業経営への参加意識の高揚と林業後継者の育成を図る。

活動拠点施設の整備

施　設　の　種　類	位　置	規　　模　（㎡）	利 用 組 織
市立林業総合センター	高　向	建築面積５３６．６７	森林組合等

(3)　林業事業体の体質強化方策

森林組合による資源の一元管理を推進することにより、施業受託率を高め、森林育成部門での安定的事業量を確保する。また、緑地管理、緑化樹の委託養成等業務の多様化により、経営の安定化を図る。素材生産業者については、個別の業者ごとの事業ではなく、業者間の連携を密にし、森林組合と協力することにより、相互の弱点を補い、強力な林産事業の実施体制を構築し、安定的な素材供給を推進する。

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現　　状　（参考）		将　　来	
伐倒造材集材	全流域	伐倒	チェーンソー	伐倒	チェーンソー ハーベスタ
		造材	チェーンソー グラップル	造材	チェーンソー グラップル プロセッサ ハーベスタ
		集材	グラップル フォワーダ クレーン付トラック 集材機	集材	グラップル フォワーダ クレーン付トラック ハーベスタ 集材機
造林保育	全流域	地拵・下刈	人力 刈払機	地拵・下刈	人力 刈払機
		枝打	人力	枝打	人力

本市における素材生産活動は、これまでほとんどが素材生産業者の手に委ねられていたが、森林組合の林産事業と素材生産業者が協力することにより、これまで放置されていた素材を流通ルートにのせることが可能となり、素材取扱量を相当増加させることが可能となる。また、森林組合が国産材加工施設を効果的に活用し、従来の小径木加工施設とともに、川上から川下までの一貫した流通・加工システムの主要な部分を担うことにより、林産物の安定的な供給体制の構築を図る。

その他、しいたけ等特用林産物の生産は、現在自家労力による小規模なものがほとんどであり、施設の設備拡充を促進することにより、安定生産を図る。

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

消費地に近接するという特性を活かし、原木市場を核に、府内素材の集荷基地としての機能を強化する。また、府内の森林資源や木材産業の実態から見て、今後とも広域的大量流通よりむしろ、小ロットでも消費者ニーズの多様化に柔軟に対応することが可能な産業としての展開が望まれることから、木材加工施設を核に公共事業における土木資材の供給はもとより、工務店と連携しながら住宅部材を供給するなど活用可能な分野を開拓していく。

また、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用促進に関する法律（平成２８年法律第４８号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性木材等の取扱数量の増加等の取り組みを着実に進める。

なお、林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備の計画は次の通りとする。

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
間伐小径木加工施設	高向	150m³／年	①	高向	150m³／年	①	
林産物加工施設	鳩原	1,500m³／年	②	鳩原	1,500m³／年	②	
特用林産物共同出荷施設	該当なし			高向	５ｔ／年	③	

４　その他必要な事項

本市南部の森林地域では、農山村的性格が強く、また地形的制約から生活環境の整備が市街地と比べて立ち遅れているのが現状である。このような状況の中、林業従事者の定着や生活の質的向上を図るため、インフラの整備や健康増進に資するための運動施設の整備を推進する。

○　活動拠点施設の整備

施　設　の　種　類	位　置	規　　模　（㎡）	備　考
山　村　広　場	太　井	１箇所（２，２８５）	

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林整備計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の(1)及び(2)について記載する。

(1)　区域の設定

石見川地区ではノウサギによる被害が発生しているため、下記のとおり区域を設定する。なお、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知)に基づく森林生態系多様性基礎調査の調査結果により、本市南部においてニホンジカの生息が確認されており、区域候補地とされている。当該区域候補地については、シカ害の発生を注視することとする。

対象鳥獣の種類	区域名	林班	区域面積(ha)
ノウサギ	石見川地区	Ｗ００１～Ｗ０３４ Ｍ００１ Ｎ００２	１，５４２

(2)　鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する。

ア　植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング等を実施し、鳥獣保護管理施策等と連携・調整のうえ被害防止効果の発揮を図る。

イ　捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施する。

２　その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認は、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等により行う。

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1)　森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等の被害発生に対し、森林病害虫等防除事業等を活用し、予防、早期駆除に努める。特に、ナラ枯れ被害について、森林パトロール等を通じた早期発見により適切な措置を行うとともに、歩道沿いや人家裏など、人的被害の恐れのある箇所を優先して対策を実施し、予防に努める。

また、被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を図る。

(2)　その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見のため、森林組合や森林所有者等と林業研究会や地区推進協議会等を活用して情報を共有し、迅速に対応できる体制を整えるよう務める。

２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて防除活動等を総合的かつ効率的に推進する。

３　林野火災の予防の方法

森林のレクリエーション利用者等の増大に伴う森林火災の未然防止を図るため、森林パトロールの実施による入山者に対する指導や普及啓発活動等を行う。また、火災発生時に備えて初期消火器材の配置等を行い、被害の軽減等を講じるとともに、森林の担保性を高めるため、森林保険加入の拡大に努める。

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火災に関する警報が発令された場合は、火入れを実施しないこと　（河内長野市火災予防条例第 29 条第 1 号）

５　その他必要な事項

(1)　病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
該当なし。	

(2)　その他

該当なし。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

１　保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積（ha）						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
加賀田	１３―１～５９	８０	５０	２７	０	０	３	国定公園区域８０ha、保安林５５ha

２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採・保育	森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等、多様な施業を実施するものとする。また、利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等をふまえて多様な施設の整備を行うものとする。

森林保健施設の整備

施設の整備
① 整備施設 森林公園「岩湧の森」８０ha センターハウス、公衆トイレ、林間駐車場、木製階段、遊歩道、芝生広場、野草園、しゃくなげ園等 ② 施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項 豊かな自然や貴重な文化財などの優れた環境の中､利用者に自然をより深く理解してもらうための施設として運営を図るものとする。

４　その他必要な事項

該当なし。

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

１　森林経営計画の作成に関する事項

(1)　森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

ア．Ⅱの第 2 の 3 の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ．Ⅱの第 4 の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ．Ⅱの第 6 の 3 の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第 7 の 3 の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ．Ⅲの森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2)　森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積（ha）
石見川地区	Ｗ００１～Ｗ０３４ Ｍ００１ Ｎ００２	１，５４２
天見・加賀田地区	Ａ００１～Ａ０２９ Ｇ００１～Ｇ０１９	２，４０５
滝畑地区	Ｔ００１～Ｔ０４６ Ｍ００６ Ｎ００３～Ｎ０１６	３，３５５

２　生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

該当なし。

３　森林整備を通じた地域振興に関する事項

地元材の有効利用として、「おおさか河内材」の利用促進、ブランド化を推進し、地元森林所有者とおおさか河内材活用研究会等の関係機関と協議をし

ながら森林資源の活用を図り、地元材の付加価値を高めることで森林の施業促進及び地域の活性化を目指す。

４　森林の総合利用の推進に関する事項

市民が森林をより身近に感じ、森林に対する理解を深めることができるよう、森林の総合利用施設について整備及び維持管理を推進していく。

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
光滝寺キャンプ場	滝畑	敷地面積 総合案内所 炊事施設 便所 シャワー室 駐車場 キャンプ場 広場 １３，２９７ｍ^2	滝畑	敷地面積 総合案内所 炊事施設 便所 シャワー室 駐車場 キャンプ場 広場 １３，２９７ｍ^2	⑦

５　住民参加による森林の整備に関する事項

(1)　地域住民参加による取り組みに関する事項

本市の森林は、木材生産はもとより、清浄な空気や水を育み、市民に数多くの恵みを与えている。こうした良好な森林環境は林業関係者の絶え間ない努力によって維持管理されてきたものであるが、林業を取り巻く状況は厳しく、かけがえのない市民の財産である本市の森林を維持管理していくためには、個々の林業関係者の努力に期待しているだけでは難しい状態になっている。そこで、本市の有する森林資源を活かし、良好な森林環境の維持保全を図り、林業生産活動の振興はもとより、市民の生活文化の質的向上を目指し、市民参加型の森づくりのしくみを構築し、健全かつ持続的な森づくりを推進するものとする。

(2)　上下流連携による取組みに関する事項

本市の森林資源を有効かつ効率的に活用するために、森林所有者と森林組合等の林業事業体、木材加工施設等が連携することで、材の供給量の確保を図ることにより、地元材の利用促進や森林施業の自発的な推進を目指すこととする。

(3)　法第１０条の 11 の 8 第 2 項に規定する施業実施協定の参加促進対策

森林の整備等を目的とした特定非営利活動法人や森林ボランティア等、施業実施協定の締結をすることができる団体が、森林所有者との施業実施協定を締結をする場合、市はこれを指導・推進する。

(4)　その他

該当なし。

６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし。

７　その他必要な事項

(1)　森林組合のＧＩＳ活用による森林施業の提案

これまでの林業経営は、個々の林家ごとに営まれてきたが、森林組合がＧＩＳを活用して森林資源を把握し、このデータと所有者リストから林家ごとに適切に森林施業の提案を行うことにより、効率的な施業の実施、林産物の安定的な供給を目指すものとする。

(2)　かわちながの森林プラン

市民が森林のしくみや働きを理解し、森林と共生していくことを基本理念とする「かわちながの森林プラン（平成１８年１２月策定)」により、①環境を重視した森林整備への支援、②市民参加の仕組みづくり、③地元材利用の仕組みづくりの３つの基本方針に基づき、豊かな森林を守り、育てていくための施策を展開していくものとする。

(3)　市有林の整備

本市有林は、府営滝畑ダムの上流部に位置し、水源の涵養、災害の防止等公益的機能の高い森林であることから、市有林施業基本計画に基づき、間伐等の森林整備を計画的に推進していくものとする。

(4)　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を

果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

付属資料

○　別添１　河内長野市森林整備計画概要図（ゾーニング図）

○　別添２　林道位置図

河内長野市森林整備計画概要図

- ▽ 森林の総合利用施設
- △ 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設
- ━ 林道
- ▭ 路網整備等推進区域
- ▨ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林
- ▨ 保険文化機能維持増進森林
- ▨ 快適環境形成機能維持増進森林
- ▨ 水源涵養機能等維持増進森林
- ▭ 木材等生産機能維持増進森林

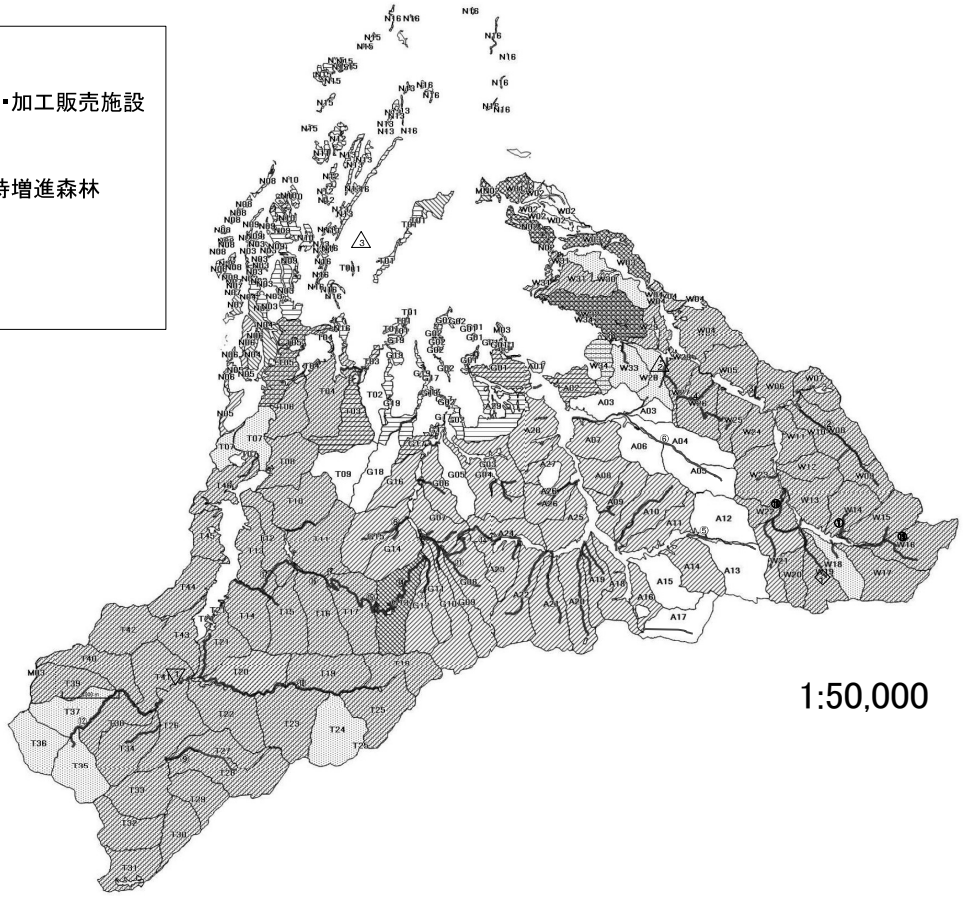

1:50,000

位置図

S=1/50,000

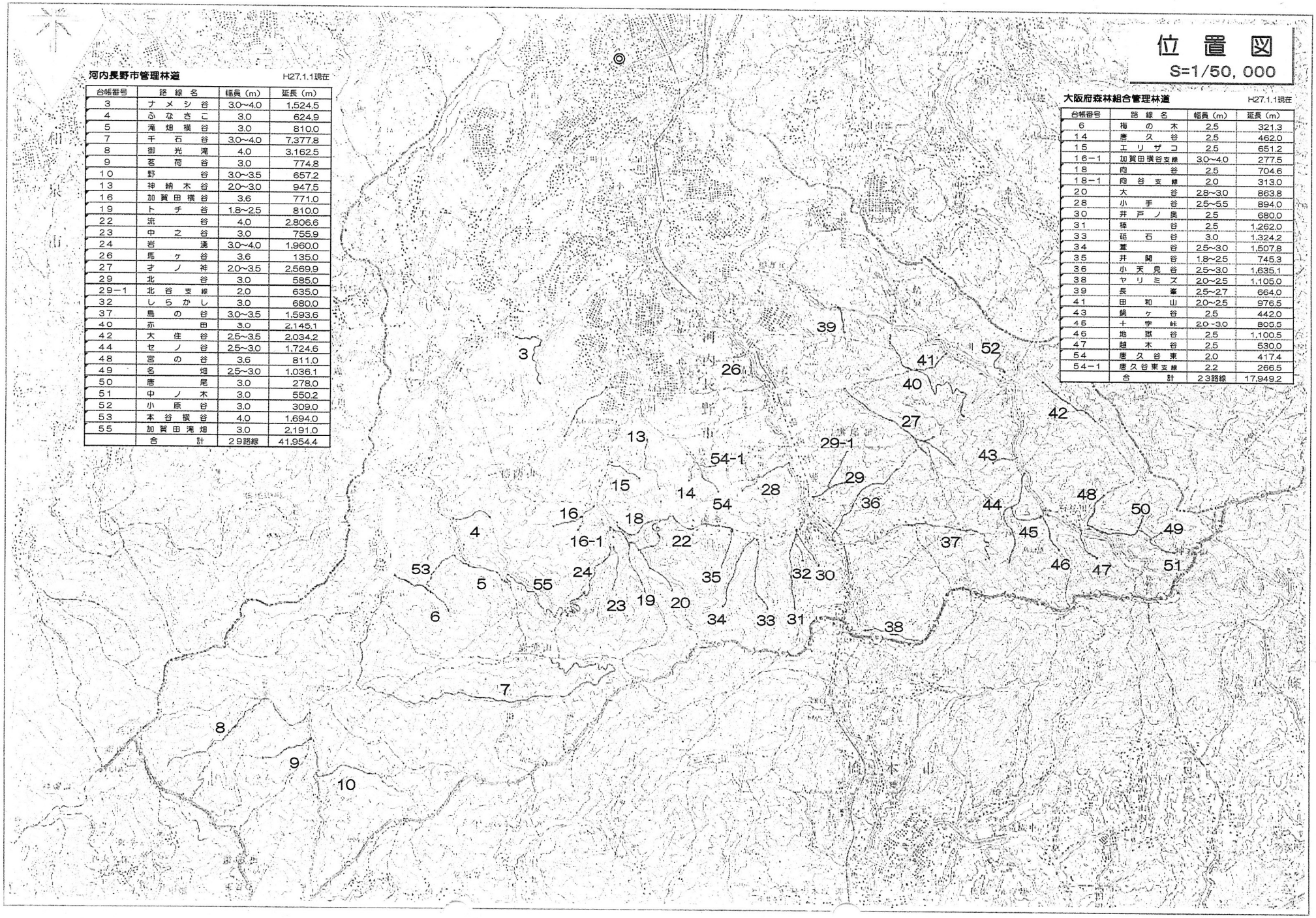

河内長野市管理林道　　H27.1.1現在

台帳番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
3	ナメシ谷	3.0~4.0	1,524.5
4	ふなさこ	3.0	624.9
5	滝畑横谷	3.0	810.0
7	千石谷	3.0~4.0	7,377.8
8	御光滝	4.0	3,162.5
9	茗荷谷	3.0	774.8
10	野谷	3.0~3.5	657.2
13	神納木谷	2.0~3.0	947.5
16	加賀田横谷	3.6	771.0
19	トチ谷	1.8~2.5	810.0
22	流谷	4.0	2,806.6
23	中之谷	3.0	755.9
24	岩湯	3.0~4.0	1,960.0
26	馬ヶ谷	3.6	135.0
27	オノ神	2.0~3.5	2,569.9
29	北谷	3.0	585.0
29-1	北谷支線	2.0	635.0
32	しらかし	3.0	680.0
37	島の谷	3.0~3.5	1,593.6
40	赤田	3.0	2,145.1
42	大住谷	2.5~3.5	2,034.2
44	セノ谷	2.5~3.0	1,724.6
48	宮の谷	3.6	811.0
49	名畑	2.5~3.0	1,036.1
50	唐尾	3.0	278.0
51	中ノ木	3.0	550.2
52	小原谷	3.0	309.0
53	本谷横谷	4.0	1,694.0
55	加賀田滝畑	3.0	2,191.0
	合計	29路線	41,954.4

大阪府森林組合管理林道　　H27.1.1現在

台帳番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
6	梅の木	2.5	321.3
14	唐久谷	2.5	462.0
15	エリザコ	2.5	651.2
16-1	加賀田横谷支線	3.0~4.0	277.5
18	向谷	2.5	704.6
18-1	向谷支線	2.0	313.0
20	大谷	2.8~3.0	863.8
28	小手谷	2.5~5.5	894.0
30	井戸ノ奥	2.5	680.0
31	棒谷	2.5	1,262.0
33	硫石谷	3.0	1,324.2
34	葦谷	2.5~3.0	1,507.8
35	井関谷	1.8~2.5	745.3
36	小天見谷	2.5~3.0	1,635.1
38	ヤリミズ	2.0~2.5	1,105.0
39	長峯	2.5~2.7	664.0
41	田和山	2.0~2.5	976.5
43	鍋ヶ谷	2.5	442.0
45	十字峠	2.0~3.0	805.5
46	地獄谷	2.5	1,100.5
47	越木谷	2.5	530.0
54	唐久谷東	2.0	417.4
54-1	唐久谷東支線	2.2	266.5
	合計	23路線	17,949.2